

第 4 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年4月26日 午後3時00分から4時20分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	貞 廣 渉	出席	11	飯 尾 誠	出席
2	土 田 純 雄	出席	12	辻 和 義	遅参
3	松 川 博	出席	13	前 田 和 宏	出席
4	安 田 敏	出席	14	茂古沼 憲 宏	出席
5	茂古沼 美 則	出席	15	高 野 春 夫	出席
6	林 雅 浩	出席	16	石 川 清 光	出席
7	田 守 康 浩	出席	17	鈴 木 賢	出席
8	石 王 雅 士	出席	18	白 川 勝	出席
9	久 保 靖 彦	出席	19	田 守 文 夫	出席
10	大 西 忠 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	田 代 泰 裕
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
 - 14番 茂古沼 憲宏 委員
 - 17番 鈴木 賢 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 土地の現況証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後3時00分)

- 議 長 ただ今から、令和5年第4回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
議事録署名委員は、14番 茂古沼憲宏委員、17番 鈴木委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 (報告第1号第1項から第17項朗読、説明)
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 なければ、報告第1号は、報告済みといたします。
次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 係 長 (報告第2号第1項及び第2項朗読、説明)
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 なければ、報告第2号は、報告済みといたします。
次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 事務局長 (議案第1号第1項から第5項朗読、説明)
本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
なお、第1項及び第2項につきましては、後ほど、議案第3号において「農地法第3条の賃借権等設定の許可申請」が、第3項から第5項までにつきましては、後ほど、議案第6号においてあっせんの申出がございます。以上です。
- 議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。
- 委 員 (全員なし)
- 議 長 議案第1号第1項から第5項までについて、要件を満たしているということでしょうか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第5項までについては、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の件を議題といたします。

第1項については、安田委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。

第1項を審議する前に、安田委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第2号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項の各号には、該当しないと判断できると思われまます。以上です。

議長 議案第2号第1項の件については、現地調査が行われています。

白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 今月の10日に譲渡人、譲受人のところへ行って、図面並びに面積のほうを確認してまいりました。この案件ですけれども、譲受人である息子さんが代表取締役をしている法人に貸借している農地を、権利を残したまま3条で譲渡人であるお父様から息子さんへ贈与するものであります。何ら問題はないと思われまます。以上です。

議長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

安田委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

18番 今月の15日に借主のところへ行って確認をしてまいりました。この土地は、5年
ほど前から耕作されていたようですが、契約の状況が農業委員会で把握されていない
ものであることがわかりましたので、今回新たに申請された案件であります。賃貸料
につきましては、地域の相場より安い金額であります。2筆の内1筆は土場のよう
に使われており、両者の間で相談された価格であるとのことで、問題はないと思われ
ます。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求め
ます。

事務局長 （議案第3号第2項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守康浩委員から、調査報告をお願いいたします。

7番 貸主と借主は親戚関係でありまして、地域外まで通われて耕作されておりますけれ
ども、周りの土地も3条で借りられておりますが、今回の土地が契約から漏れており
ましたので、申請が出ております。賃貸料につきましては、妥当な金額であると思わ
れます。以上です。

議 長 田守康浩委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
安田委員から、調査報告をお願いいたします。

4 番 4月3日に貸主にお話を伺っております。あわせて借主からもお話を伺って
おります。以前耕作されていた方が離農する関係で、新たに借りられるということ
でございます。賃貸料につきましても問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい
ませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろ
しいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可ことに
決定いたします。

続きまして、議案第3号第4項の件を議題といたします。事務局からの説明を
求め
ます。

事務局長 (議案第3号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条
調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断でき
ると思われま
す。

す。以上です。

議 長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守康浩委員から、調査報告をお願いいたします。

7 番 先日、貸主とお話をしてまいりました。貸主と借主は親戚関係ということであります。全地を貸すということで、借主は大幅に面積が増えて大変ではないかと伺いましたが、借主は頑張って耕作すると言っておられるようでありました。賃貸料につきましても妥当な金額でありますので、問題はないと思われます。以上です。

議 長 田守康浩委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、第5項及び第6項については関連がありますので、一括して議題いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第5項及び第6項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われます。以上です。

議 長 議案第3号第5項及び第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。
大西委員から、調査報告をお願いいたします。

10番 この2項は議案第1号の第1項、第2項に関連した案件でございます。借主とはこの案件について電話もございましたし、先日、お会いした時にもお話をしております。お父様から経営を引継いだということで、借主の名義を変更するということでございます。問題はないというように考えております。以上です。

議 長 大西委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第5項及び第6項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第5項及び第6項について、申請のとおり許可することに決定いたします。
次に、議案第4号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)
なお、願出地につきましては、「調査書」の5ページから8ページのとおりであります。利用状況は雑種地となっております。以上です。

議長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石王委員から調査報告をお願いいたします。

8番 現地を確認してまいりました。「調査書」の7ページ8ページを見ていただければわかりますように、団地の中の区画分譲された土地の一部でございます。現状としては、家庭菜園と薪を一時置いてあるような状況でありました。農地としては使用されておらず、雑種地というような利用状況でありました。以上です。

議長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。
続きまして、議案第4号第2項及び第3項については関連がありますので、一括して議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第2項及び第3項朗読、説明)
なお、第2項の願出地につきましては、「調査書」の9ページから11ページのとおりで、利用状況は、原野となっております。
第3項の願出地につきましては、「調査書」の12ページから14ページのとおりで、利用状況は、雑種地となっております。以上です。

議長 議案第4号第2項及び第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田守文夫委員から調査報告をお願いいたします。

19番 この案件ですけれども、3月24日に土地の所有者にお話を聞いてまいりました。農地としては使用されておらず、申請のとおり利用状況でありました。以上です。

議 長 田守文夫委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第2項及び第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第2項及び第3項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

議案第5号につきましては、先に第1項の審議を行いその後に第2項から第41項までの案件を一括審議したいと思います。

それでは、議案第5号第1項については、私自身に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。

第1項を審議する前に、議長を退席し、この間高野会長職務代理に議長を務めていただきます。暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議案第5号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 (議案第5号第1項朗読、説明)
議案第5号第1項につきましては、別添「調査書」15ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、決定いたします。
石川会長入室のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、議案第5号第2項から第41項までの件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第2項から第18項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は、省略させていただきます。つきましては、第19項からご説明いたしますので、議案書18ページをご覧ください。

(議案第5号第19項から第41項朗読、説明)

以上、第2項から第41項までにつきましては、別添「調査書」15ページから28ページまでのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第2項から第41項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項から第41項までについて、決定いたします。次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第7項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。大西部会長から報告をお願いいたします。

10番 第1項、南武儀地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、南武儀地区のBさん(43歳)を選定いたしました。

第2項、富丘地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、富丘地区のDさん(44歳)を選定いたしました。

第3項、東昭栄地区のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、東昭栄地区のFさん(46歳)、東昭栄地区のGさん(36歳)、東昭栄地区のHさん(56歳)、東昭栄地区のIさん(40歳)、東昭栄地区のJさん(48歳)の5名を選定いたしました。

第4項、大和地区のKさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、大和地区のLさん(55歳)を選定いたしました。

第5項、住吉地区のMさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、住吉地区のNさん(50歳)を選定いたしました。

第6項、帯広市のOさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、福平地区のPさん(34歳)を選定いたしました。

第7項、帯広市のQさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、高倉地区のRさん（57歳）、東士狩地区の法人Sの2名を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、大西部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第6号第1項から第7項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第7項までについて、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和5年第4回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時20分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和5年4月26日

議長 　石川清光